

豊丘地区活性化計画

長野県豊丘村

令和7年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	豊丘地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	豊丘村	地区名(※1)	豊丘地区	計画期間(※2)	令和7年度～令和9年度

目 標 : (※3)

平成30年4月に当地区中心部に開業した、農産物直売所、農家レストラン、パン・ジェラート等新たな農産物加工品の製造・販売施設を併設した「道の駅南信州とよおかマルシェ」には、隣にある豊丘村観光協会運営の観光体験農業の拠点施設「とよおか旅時間」との連携により年間50万人以上が訪れ、本地区の都市農村交流の拠点となっている。

本活性化計画により、地区内に簡易宿泊施設と専用農園を備えた滞在型市民農園(クラインガルテン)及び利用者と地域住民との交流施設を整備することで、週末を中心とした都市住民の滞在による一定の継続性のある農作業を通じた新たな形態の都市農村交流を推進する。また、クラインガルテン付近に整備する収穫体験農場を活用した道の駅発着の農業体験プランを新たに造成することで、クラインガルテン、道の駅との相乗効果により、都市部との交流人口のさらなる増加を図る。

具体的な数値目標として、当地区の滞在者数及び宿泊者数の増加人数を、3年平均で1,472人とする。

目標設定の考え方

地区の概要：

豊丘地区は、行政区域としての豊丘村と同一範囲である。西側を中央アルプス、東側を南アルプスに囲まれた長野県伊那谷南部の飯田市近郊・天竜川東岸に位置し、天竜川により形成された“日本一”と言われる河岸段丘上に発達した農村であり、総面積は76.79km²である。本地区は中央自動車道の松川ICと飯田ICのほぼ中間に位置し、中央自動車道経由で名古屋まで2時間、東京まで3時間30分で到達できる立地条件にある。

本地区では「農業立村」を掲げ、農業構造改善事業の補助事業を取り入れながら農地・用排水路等の基盤整備を進め農業生産性を高めてきた。農業地域としては河岸段丘の地形により3つに大分され、天竜川沿岸の下段地域には水田が、河岸段丘を重ねる中段地域と上段地域(山間地域)には果樹団地が整備され、りんご、桃、梨、ぶどう、柿などが栽培されている。果樹の中でも生産量が多いのがりんごであり、西向きに開けた地形を生かし、高い技術により栽培されることから色付き・味がよいことで知られている。また、柿の栽培も盛んで、全国ブランドの干し柿「市田柿」として加工され、高値で取引されている。これら果樹は豊丘村のふるさと納税の返礼品としても活用されており、令和5年度決算で約8億5千万円の寄附額のうち、返礼品の件数はこれらの果樹が9割以上を占める。

その他、畜産も盛んであり、肉牛は良質なことで知られ主として京都市場で高値で取引されているほか、養豚はブランド化され南信州地域の出荷量の大部分を占めている。

また、当地区面積の80%を占める森林には赤松林が発達しているが、ここからは良質な松茸が大量に収穫され、松茸生産量全国1位を誇る長野県の中でも有数の産地として知られる。

人口は、国勢調査によれば、平成27年の6,592人が令和2年に6,426人となり、5年間で166人(2.5%)減少した。年齢構成をみると、15歳未満の年少人口比率は平成27年の14.3%が令和2年は13.6%に減少し、その一方で65歳以上の老年人口比率は平成27年の31.8%が令和2年には32.9%に上昇し、国全体の傾向と同様に、少子高齢化が徐々に進行している。

現状と課題

当地区では農業従事者の減少が続いており、農林業センサスのデータで平成27年と直近の令和2年を比較すると、総農家数は平成27年の709戸が令和2年に647戸となり、5年間で62戸(8.7%)減少した。そのうち自給的農家を除いた販売農家数のみでみると、平成27年の433戸が令和2年に369戸となり、5年間で64戸(14.8%)減少しており、より減少幅が大きくなっている。年齢、後継者の有無の観点からみると、令和2年のデータで、販売農家のうち、70歳以上の担い手の割合が全体の54.3%を、後継者がいない農家は全体の75.4%を占めており、担い手の高齢化、後継者の減少が進行している。担い手の減少に伴い農地の遊休荒廃化も進んでおり、地区内の農地面積602ha(令和5年耕地及び作付面積統計)のうち、遊休荒廃農地は、河岸段丘中段・上段の条件の悪い農地を中心に80ha(13.3%)、そのうち再生困難な荒廃農地は7haにも及ぶ。現在、地区内34団地で所有者・耕作者が一堂に会して地域計画の策定作業を行っているが、目標地図において10年後の耕作者が未定となっている農地が多く出ている状況である。

当地区では、東京・名古屋等大都市圏の日帰り圏という地理的条件を活かし、約20年前から果樹オーナー等の観光体験農業による都市部住民との交流に取り組んできた。また、村内女性農業者が規格外農産物を生かした農産物加工品製造に取り組んできたが、その加工技術は非常に高い水準にあり、農村女性の地域貢献活動を対象とした「食アメニティコンテスト」において、平成25年度に農林水産大臣賞を受賞している。

これらの交流人口や高い加工技術の蓄積を活かし、地区内で生産された規格外農産物及び農産物加工品の新たな販路形成のための農産物直売所、豊富な地域産農産物を味わえる農家レストラン、パン・ジェラート等新たな農産物加工品製造・販売のための施設を併設した「道の駅南信州とよおかマルシェ」を、平成30年4月に地区中心部に開設した。開業後は、地区で生産された良質・新鮮な農産物を購入・味わうことができる当道の駅に多くの都市住民が訪れるようになった。令和3年には、道の駅に隣接して豊丘村観光協会運営の観光体験農業の拠点施設「とよおか旅時間」がオープンし、道の駅とともに本地区の都市農村交流の中心的機能を果たしている。この二施設の相乗効果により、令和5年度には道の駅に年間50万人が訪れるまでになっている。

現在、東京・名古屋間を約40分で結ぶリニア中央新幹線の建設工事が進んでおり、開業後は当地区から車で10分程度の飯田市上郷地区に「長野県駅(仮称)」が設置され、駅から東京まで45分、名古屋まで27分と大都市圏との劇的な時間距離短縮が見込まれている。これを見据え、豊丘村の10ヵ年計画「第6次豊丘村総合振興計画」(令和5～14年度)に位置づけたように、農業を中心とした地域資源を活用した周遊滞在型観光コンテンツの充実により都市部との交流人口のさらなる増加を図ることで、農業従事者の減少、遊休荒廃農地の増加等の課題を解決し、本地区の誇る農地・農村景観の維持・再生を図ることが必要である。

今後の展開方向等(※4)

当地区内の河岸段丘中段にある眺望に恵まれた遊休荒廃農地に、簡易宿泊施設(ラウベ)及び専用農園を備えた滞在型市民農園(クラインガルテン)を10区画整備するとともに、これらの利用者と地域住民との交流施設(交流棟)1棟を整備し、都市住民が週末を中心に滞在することによる一定の継続性のある農作業を通じた、新たな形態の都市住民と地域住民との交流を推進する。併せて、村単独事業として付近の遊休農地を収穫体験農場として整備し、道の駅を発着地、当該農場を目的地とした農業体験プラン(サイクリングガイドツアー、野菜狩り体験)を豊丘村観光協会で開催し、農業体験プランの休憩場所・体験場所として今回整備する交流棟を活用する。

これらにより、新たな交流人口である滞在型市民農園利用者による道の駅農産物直売所・農家レストランの利用による地域産農産物の販売額増加が見込まれるほか、利用者の口コミ・SNS等による道の駅・農業体験プランの都市部への宣伝効果が期待でき、これら相乗効果により都市部との交流人口のさらなる増加を図っていく。

また、農地の遊休荒廃化が進む地区内の中山間地域に滞在型市民農園を整備することで、利用者である都市住民と地域住民との協働により遊休農地の解消、豊かな農村・農地景観の維持・再生を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
豊丘村	豊丘地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	豊丘村	有	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
豊丘村	豊丘地区	収穫体験農業整備事業	豊丘村	無	村単独事業 令和7年度に実施

(3)関連事業(施行規則第2条第3号)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
豊丘村	豊丘地区	農山漁村振興交付金 別表1(2)中山間地農業推進対策のうち 中山間地農業ルネッサンス推進事業	豊丘村	令和7年度に実施

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

豊丘地区(長野県豊丘村)	区域面積(※2)	7,679 ha
--------------	----------	----------

区域設定の考え方(※3)

①法第3条第1号関係:

2020年農林業センサス・令和5年作物統計調査によると、本地区の総面積 7,679haのうち、林野面積が6,229haで81.1%、農地は599haで 7.8%を占めており、農地及び林地で全体の88.9%を占めている。また、令和2年の国勢調査によると、全就業者数 3,749人に対し農業従事者は679人で18.1%を占めている。以上から、本地区にとっては農業が重要な基幹産業である区域と言える。

②法第3条第2号関係:

国勢調査によれば、本地区の人口は平成27年の6,592人が令和2年には6,426人となり、5年間で166人(2.5%)減少した。年齢構成をみると、15歳未満の年少人口比率は平成27年の14.3%が令和2年は13.6%に減少し、その一方で65歳以上の老年人口比率は平成27年の31.8%が令和2年には32.9%に上昇し、少子高齢化が徐々に進行している。

一方、農林業センサスによれば、総農家数は平成27年の709戸が令和2年に647戸となり、5年間で62戸(8.7%)減少した。そのうち自給的農家を除いた販売農家数のみでみると、平成27年の433戸が令和2年に369戸となり、5年間で64戸(14.8%)減少しており、より減少幅が大きくなっている。年齢、後継者の有無の観点からみると、令和2年のデータで、販売農家のうち、70歳以上の担い手の割合が全体の54.3%、後継者がいない農家は全体の75.4%を占めており、担い手の高齢化、後継者の減少が進行しており、地域計画の策定作業においても10年後の耕作者が未定の農地が相当数ある状況である。

以上から、本地区の活性化を図るためには地域間交流を促進し、交流人口を増加させることが不可欠である。

③法第3条第3号関係:

本地区は都市計画区域を有しておらず、市街地を形成する区域は含んでいない。

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度(令和9年度)の翌々年度の令和11年度において、事業実施計画で定めた第1～3評価指標により、活性化目標の達成状況について評価を行う。

この結果について、豊丘村の農業振興施策全般を検討・評価するために毎年度開催している「豊丘村農業・農山村振興懇談会」で検証を行い、評価結果を豊丘村公式ホームページで公表する。

なお、「豊丘村農業・農山村振興懇談会」は、村議会議員、農業者、農業委員会、農協、認定農業者の会、商工会、小中学校PTA、食品産業事業者、観光産業事業者、学識経験者の各代表者及び公募委員の計15名で構成されている。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。